

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解							国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答 【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】	内閣府記載欄
							担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き		
地域 14	京都市 地域活性化総合特区	ナラ枯れ、マツ枯れ被害木伐採時の地権者同意に係る規制緩和	877	ナラ枯れ、マツ枯れ被害木等の伐採について、森林病虫害等防除法第5条の駆除命令を行わずに、駆除エリア及び作業内容の公告のみで法第4条の駆除措置を京都市が行えるよう求めるもの。	京都市では、良好な景観維持を目的とした、市街地周辺の森林病虫害被害木の駆除を行うにあたり、その森林所有者を特定するための調査に多大な時間と労力を要しています。 確かに、春の「国と地方の協議」の貴省庁の見解のとおり、森林病虫害防除法第5条に基づく伐倒駆除命令は、所有者等の所在が不明でも発出することは可能となっています。 しかし、連絡先が不明であることは、所有者特定作業(公園及び登記簿調査、住民票・戸籍による追跡調査)を行い、所有者に連絡をとった結果初めて判明することです。 京都市近郊林では、所有者が細分化され、しかも、林業者以外が所有者の多くを有するなど、所有者の特定作業に多大な時間と労力を要する状況があり、また、この作業を被害地調査から被害木伐倒等処理期間までの限られた期間内に実施する必要もあることから、迅速な病虫害防除の大きな障害となっています。 また、他県の状況を調査した結果においても、森林病虫害防除法を活用して迅速な対応が出来ている事例はありませんでした。 このことから、改めて、現行法の特組みではなく、申請内容のとおり、所有者特定を行わず、作業内容と期間の公告のみで、駆除措置が行えるよう求めるものです。	1回目	農林水産省林野庁企画課、研究・保全課	森林病虫害等防除法第5条	C			他県においても、京都市の場合と同様に被害木の所有者が不明、所有者の所在地が不明といった事例はあるものの、森林病虫害等防除法第5条に基づき知事が例年発出する駆除命令において、所有者特定に係る作業内容の工夫や作業スケジュールの管理により、迅速に対応している。こういった既存の事例を踏まえれば、京都市においても、共同提案者たる京都府と連携して対応可能と考えられる。 また、提案は、地権者に対する事前の手續を全く不要とするものであり、個人の財産権(被害木の所有権)の保障との関係上、困難である。	d	京都市では、景観保全や災害の未然防止のため、京都市三山森林景観保全・再生ガイドラインに示す区域において、混在するナラ枯れ、マツ枯れ対策を一体的に実施していく必要があると考えております。 前回の協議では、貴庁から「現状のナラ枯れ被害では、農林水産大臣命令を発するまでの被害状況ではない」との現状認識や、「必要であればナラ枯れについてもマツ枯れ同様知事命令で対応可能」との見解が示されたところですが、現行の森林病虫害等防除法では、マツ枯れと異なり、ナラ枯れ対策に関する基本的な考え方や具体的な手続きは必ずしも明確にされていないことから、被害状況に応じ適切かつ効果的な防除対策を迅速に進めるため、まずは次の事項について国の考えをお示し頂いたうえで、検討したいと考えます。 ナラ枯れ対策について、都道府県や市町村が、被害状況に応じ適切かつ効果的な防除対策を迅速に進めるにあたって、森林病虫害防除法第7条の5に規定する区域の選定の考え方を示し頂きたい。 マツ枯れに関する「松くい虫被害対策の実施について」(平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁長官通知)と同様に、命令防除を含めた具体的な実行手順をお示し頂きたい。 迅速な防除対策の実施に向け、全国で取り組まれている具体的なやり方や工夫など、参考事例となる情報も反映いただくとともに、混在するナラ枯れ、マツ枯れ対策を一体的に講じる方法についてもお示しいただきたい。	【 :提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの 提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの 一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの】
						2回目			C	自治事務として権限を有する京都府に対し、通常の業務の中で、既存の松くい虫被害対策に係る区域指定等の考え方・実行手順等やナラ枯れ被害対策に係る他県の実例といった情報を提供することを通して考え方を示すことにより、ご要望に応えることが可能である。	b	ナラ枯れ対策に関する国の基本的な考え方については了解したが、これに基づいて適切かつ効果的な防除対策が可能か京都市で具体的な検討を進める必要があり、今後も必要に応じて前向きに相談に応じて頂きたい。	自治体が、省庁から示された命令防除への対応を検討するに当たり、ナラ枯れ対策に係る実行手順等について示されたいと求めた点について、農林水産省は通常業務の中で、区域指定等の考え方、実行手順や他県の実例といった情報を提供することで要望に応えることができるとしており、既にいくつかの情報が提供されたところである。 また、「松くい虫被害対策の実施について」(平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁長官通知)と同様の、ナラ枯れに関する具体的な実行手順を示すよう求めた点について、森林病虫害の防除という観点においてはマツもナラも同様であり、上記通知を準用することが可能と思われる。 さらに、混在するナラ枯れ、マツ枯れ対策を講ずる方法を求めた点については、地域特性に応じた個別具体的なものにすることが予測される上、命令防除の発令の手法といった手續上の問題が中心と思われるため、農林水産省は通常業務の中でこうした相談に対応可能である。 以上を踏まえ、自治体の要望事項は通常業務の中で対応可能とみられ、実現可能となる見通しとなったため協議終了。自治体は、より具体的な病虫害防除対策の検討を目的として相互に協議を進めつつ、必要に応じて、農林水産省に相談を行うこと。 ただし、検討の結果、取組が実現できないことが判明した場合には、自治体は論点を明確に提示した上で、農林水産省と改めて協議を行うこととする。		